平成２９年（フ）第９号
千葉県館山市館山923番地の１　202
破産者　溝端　滋人
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第６２号
奈良県吉野郡東吉野村大字中黒29番地
破産者　株式会社吉野ニット
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
奈良県橿原市曽我町1053番地の２
破産者　株式会社ＭＥＭＥＫＯ
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第８９４号
埼玉県志木市下宗岡２－６－19、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区大久保２丁目５番20号－102
破産者　株式会社ケーユーマーク
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
川崎市幸区南幸町２－９ラゾーナサイドビル１Ｆ
破産者　ＳＯＣＩＡＬ　ＣＯＭＭＵＮＩＣＡＴＩＯＮＳ株式会社
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０９３号
名古屋市港区丸池町３丁目９番地の１
破産者　レインボーユナイテッド有限会社
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８０号
松江市古志原２丁目20番17―201号
破産者　株式会社ジー・ウェイヴ
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８１号
松江市古志原２丁目20番17―201号　グランフォレスト古志原アイスクエア
破産者　角　　泰史
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
福岡県飯塚市勢田114番地の４
破産者　西日本羽毛寝装有限会社
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１２９号
熊本市東区榎町23―139
破産者　株式会社真聖
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９５号
熊本市西区春日５丁目６－５
破産者　株式会社スリーアイプロモーションズ
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９６号
熊本市西区春日５丁目６番５号
破産者　株式会社フロムナイン
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０５号
鹿児島県鹿児島市西伊敷６丁目16番１号、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区若林１丁目８番１号
破産者　有限会社タツミ・デコ
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５９９号
東京都八王子市松木18番地26グラン・シャリオ102号
破産者　原　　喜芳
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７１７号
東京都清瀬市旭が丘１丁目612番地の２コンフォール清瀬602
破産者　合同会社ペイフォワード
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７１８号
東京都清瀬市旭が丘５丁目４番２－309号
破産者　三田　利充
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７１９号
東京都清瀬市旭が丘５丁目４番２－309号
破産者　三田　昌子
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８１０号
東京都町田市金井２丁目22番地32
破産者　有限会社アドコミュニケーション
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８１１号
東京都町田市金井２丁目22番地32プレシャスガーデン304
破産者　天野　国治
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８６０号
東京都調布市国領町５丁目46番地１五島ハイツ202
破産者　鈴木　一敏
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９２４号
東京都東村山市秋津町１丁目７番地22
破産者　芝野　司洋
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部